## 「てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想 変更の概要」

## 1. 変更の目的

- ・弟子屈町では、てしかがえこまち推進協議会を主体として、町の豊かな自然 環境や恵まれた歴史・文化環境等の資源を保全しながら、これらを活用した エコツーリズムによる観光振興・地域振興を基軸とした持続可能な経済活動 を目指している。
- ・弟子屈町におけるエコツーリズムを適切かつ効果的に推進していくため、 その基本的枠組みを定めた「てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想」が、平成28(2016)年11月にエコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)に基づく認定を受けた。
- ・総面積の半分以上を弟子屈町が占める「阿寒摩周国立公園」が平成28年7 月に国立公園満喫プロジェクトに選定されるなど、社会状況の変化や弟子屈 町におけるエコツーリズムの取組を踏まえ、認定全体構想を変更するもの。

## 2. 変更の事項とその理由

① モニタリング方法の変更

効果的かつ効率的なモニタリングを実施するため、現行のモニタリング対象 の利用実績を踏まえ、現状に則したより実践的な方法に変更。

② 自然観光資源の「硫黄山」を細分化

弟子屈町のエコツーリズム推進の取り組みにおいて、自然観光資源である「火山(硫黄山)」を新たに活用することに伴い、その一部(噴気孔)について特定自然観光資源として保護の措置を講ずる必要が生じたことを踏まえ、当該部分を明確にするため、主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性の事項を細分化するとともに、利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項を修正。

③ 「硫黄山の噴気孔」を特定自然観光資源として指定し、立入制限を実施新たに活用する自然観光資源である「火山(硫黄山)」のうち、特に噴気孔については不特定多数の利用により損なわれるおそれがあることから、「硫黄山の噴気孔」として特定自然観光資源に指定し、立入制限を実施。

(参考) 硫黄山は、平成 12 年の落石事故以来入山禁止となっているが、今回の変更認定を受け、弟子屈町においてエコツーリズム推進法に基づく立入制限を実施するとともに、上限人数を設定し、協議会が認定するガイド同行を条件とした登山利用を可能とするもの。





硫黄山の噴気孔